

## 川崎市葬祭場等の設置等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な事項を定めるとともに、事業者及び市民の相互の理解と協力を促進するために手続きを定め、もって良好な住環境の保全及び事業者と市民との良好な近隣関係の構築に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 葬祭場 業として葬儀（骨葬を含む。以下同じ。）を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。
- (2) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設をいう。
- (3) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、修復等の作業を行う施設をいう。
- (4) 葬祭場等 葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設その他これらに類する施設をいう。ただし、神社、寺院、教会その他これらに類する施設に併設されたものを除く。
- (5) 葬祭場等の設置 新築、改築、増築又は建築物の使用方法の変更等により葬祭場等を設置することをいう。
- (6) 事業者 葬祭場等を設置又は管理運営しようとする者をいう。
- (7) 近接住民 土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し若しくは占有する者（以下「土地所有者等」という。）で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線からの水平距離で10メートル以内にあるものをいう。
- (8) 近隣住民 土地所有者等で、その土地又は建築物の敷地の全部又は一部が葬祭場等を設置しようとする建築物の敷地の境界線からの水平距離で100メートル以内にあるものをいう。

### (市の責務)

第3条 市は、葬祭場等の設置に関する総合的な調整に努めるとともに、本要綱の目的が達成されるよう、必要な措置を講じなければならない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、本要綱の目的が達成されるよう、葬祭場等の設置の計画及び管理運営に関して必要な措置を講じるとともに、この要綱に定める手続を適切かつ円滑に行わなければならない。

(近隣住民の責務)

第5条 近隣住民は、本要綱の目的が達成されるよう、手続の実施に協力しなければならない。

(事前協議)

第6条 事業者は、葬祭場等の設置をしようとするときは、あらかじめ葬祭場等の設置に関する事業計画について、協議担当課との協議を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定により協議担当課との協議を行うときは、葬祭場等設置事業計画書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3 葬祭場等設置事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 立面図

(5) 断面図

(6) 葬祭場等に関する維持管理計画書(第2号様式)

(7) 葬祭場等維持管理責任者選任届・誓約書(第3号様式)

(8) その他市長が必要と認める書類

4 事業者は、第1項の協議が終了したときは、協議終了書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

(標識の設置等)

第7条 事業者は、前条第2項の規定により葬祭場等設置事業計画書を市長に提出したときは、速やかに、葬祭場等の設置を予定する区域の外部から見やすい場所に、標識(第5号様式)を設置するものとする。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに、標識設置届(第6号様式)を市長に提出するものとする。

3 第1項の規定により設置された標識は、第15条に規定する葬祭場等設置完了届を市長に提出する日まで設置するものとする。

(説明会の開催等)

第8条 事業者は、前条第2項に規定する標識設置届を提出したときは、事業の概要について、近接住民に通知した後に、近隣住民に対し、葬祭場等の設置に関する事業計画について説明会を開催し、当該事業計画に対する理解を

十分に得るよう努めるものとする。

2 前項の説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者に係る事項
- (2) 葬祭場等の名称及び所在地
- (3) 葬祭場等の概要
- (4) 工事着手予定日
- (5) 工事完了予定日又は葬祭場等設置予定日
- (6) 葬祭場等の管理運営の方法
- (7) 次項に規定する意見並びに第5項に規定する協議の申出の方法及び申出先並びに第4項に規定する回答の方法

3 近隣住民は、第1項の規定による説明会終了後、14日以内に事業者に書面により意見を申し出ることができる。

4 事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、当該申出をした近隣住民に対し、書面により回答するものとする。なお、書面によることが困難である場合には、説明会等に替えることができる。

5 近隣住民は、前項の規定による回答に不服があるときは、回答を受けた翌日から起算して14日以内に、事業者に書面により協議を申し出ることができる。

6 事業者は、前項の規定による協議の申出を受けたときは、協議に応じるものとする。

7 事業者は、第1項の規定による説明会を実施したときは、説明会実施報告書（第7号様式）を、第4項の規定による回答をしたときは、意見に対する回答実施報告書（第8号様式）を、前項の規定による協議をしたときは、あらかじめ、当該協議を申し出た近隣住民に対し、協議に係る内容を示した書類を通知し、協議実施報告書（第9号様式）を、速やかに市長に提出するものとする。

8 事業者は、第3項に規定する意見の申出又は第5項に規定する協議の申出があった場合には、速やかに市長に報告するものとする。

（既存建築物の特例）

第9条 この要綱の施行の際現に存する葬祭場等で、この要綱の施行の際における葬祭場等の用途に供する部分の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲で行う増築又は建築物の使用方法の変更等については、前条の規定を適用しないことができる。

（施設整備基準）

第10条 事業者は、葬祭場等を設置しようとするときは、次に掲げる基準に

適合するよう努めるものとする。

- (1) 葬祭場等の自動車駐車場のうち、少なくとも1台分については、遺体搬送用自動車又は霊柩車の駐車及びストレッチャー、ひつぎ等による遺体の搬出入作業に必要な面積を葬祭場等の敷地内に確保することとし、外部から見えにくい配慮を行うこと。また、自動車及び自転車駐車場は、原則として葬祭場等の敷地内に設置すること。
- (2) 葬祭場等の敷地は、原則として幹線道路に接続する幅員6メートル以上の道路に接すること。
- (3) 葬祭場等の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線沿いは、樹木による緑化を行うこと。ただし、当該外壁の構造、開口部の状況等により隣地に対する配慮がなされている場合は、この限りでない。
- (4) 葬祭場等の外観は、周辺の環境、景観等に配慮し、過大な広告等は控えること。

(管理運営上の遵守事項)

第11条 事業者は、葬祭場等の管理運営にあたり、関係法令等を遵守し、維持管理計画書(第2号様式)等に記載された計画に適合するよう適正な維持管理を行い、公衆衛生及び地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民との良好な関係を構築するよう努めるものとする。

(協議済証の交付)

第12条 市長は、葬祭場等の設置に関する事業計画について、第6条第4項に規定する協議終了書が適正と認められ、第8条各項に規定する手続が終了したときは、協議済証(第10号様式)を当該事業者に交付する。

2 事業者は、当該事業を行うときは、当該設置に係る法令上の手続(川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成15年川崎市条例第29号)及び川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成7年川崎市条例第48号)に係る手続を除く。)を行う日までに協議済証の交付を受けるよう努めなければならない。

(工事の着手等の制限)

第13条 事業者は、前条に規定する協議済証の交付を受けた後でなければ、当該設置に係る工事の着手(工事が無い場合にあつては、葬祭場等の開設)をしてはならない。

(葬祭場等の工事着手届)

第14条 協議済証の交付を受けた事業者は、葬祭場等の設置に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ、葬祭場等工事着手届(第11号様式)

を市長に提出するものとする。

(葬祭場等の設置完了の届出)

第15条 事業者は、葬祭場等の設置に係る工事が完了（工事が無い場合にあつては、葬祭場等の開設）したときは、速やかに葬祭場等設置完了届（第12号様式）を市長に提出するものとする。

(事業計画の軽微な変更)

第16条 事業者は、第12条第1項に規定する協議済証の交付を受けた葬祭場等の設置に関する事業計画について、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微で次に掲げるいずれかの事項を変更しようとするときは、あらかじめ、葬祭場等事業計画軽微変更届出書（第13号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 葬祭場等に供する部分の延べ面積を減少させるもの
  - (2) 自動車及び自転車駐車場の収容台数を増加させるもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、その他市長が認めるもの
- (管理状況の報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、葬祭場等の管理の状況等について報告を求めることができる。

(勧告)

第18条 市長は、次の各号に該当する事業者に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第6条及び第8条に規定する手続を行わずに、葬祭場等の設置又は管理運営を行った事業者
  - (2) 第12条に規定する協議済証に記載された内容と異なる内容の設置又は管理運営を行った事業者
  - (3) 第13条の規定に違反した事業者
- (葬祭場等連絡調整会議)

第19条 この要綱の適正な実施を図るため、葬祭場等連絡調整会議を設置するものとする。

(事業計画書等の縦覧)

第20条 市長は、葬祭場等設置事業計画書等を別に定めるところにより、一般の縦覧に供するものとする。

(委任)

第21条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(適用の除外)
- 2 この要綱の施行の際現に工事中または、設置されている葬祭場等については、本要綱は適用しない

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。